

参 考 資 料 目 次

ページ

1	職員給与関係資料	
第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	3
第5表	管理職手当の支給状況	4
第6表	地域手当の支給状況	4
第7表	住居手当の支給状況	4
第8表	通勤手当の支給状況	5
第9表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	5
第10表	短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	6
第11表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	7
第12表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	25
2	民間給与関係資料	
第13表	産業別、規模別調査事業所数	34
第14表	職種別給与額等	35
第15表	職員と民間事業所従業員との対応関係	42
第16表	職員給与と民間給与の較差	42
第17表	給与改定の状況	43
第18表	定期昇給の実施状況	43
第19表	昇給制度の状況	43
第20表	学歴別初任給	44
第21表	初任給の改定状況	44
第22表	特別給の支給状況	45
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	45
第24表	家族手当の支給状況	45
第25表	住宅手当の支給状況	46
第26表	雇用調整等の実施状況	46
第27表	賃金カット等の実施状況	47
第28表	月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況	47
3	生計費関係資料	
第29表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成24年4月）	48
4	労働経済関係資料	
第30表	労働経済指標	49
5	人事院勧告・報告関係資料	
	給与勧告の骨子	51
	国家公務員制度改革等に関する報告の骨子	53

1 職員給与関係資料

平成24年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	10,259	43.3	21.1
行政職給料表	3,235	42.5	20.6
公安職給料表	1,214	38.3	17.4
教育職給料表(1)	1,740	44.1	21.4
教育職給料表(2)	3,699	45.7	23.0
研究職給料表	157	40.4	17.1
医療職給料表(1)	18	43.3	19.3
医療職給料表(2)	109	39.7	16.6
医療職給料表(3)	49	37.6	13.6
海事職給料表	38	41.2	20.4

(注) 1 企業局に勤務する職員(39人)、病院局に勤務する職員(1,007人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(234人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(14名:うちフルタイム勤務職員9名、短時間勤務職員5名)は含まれていない。(第9表及び第10表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.1	4.0	12.9	0.0	62.2	37.8
行政職給料表	100.0	70.0	6.8	23.2	0.0	67.0	33.0
公安職給料表	100.0	55.1	3.0	41.7	0.2	94.0	6.0
教育職給料表(1)	100.0	94.9	2.3	2.8	—	59.6	40.4
教育職給料表(2)	100.0	99.2	0.8	—	—	48.6	51.4
研究職給料表	100.0	99.4	—	0.6	—	87.3	12.7
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	55.6	44.4
医療職給料表(2)	100.0	76.2	22.9	0.9	—	52.3	47.7
医療職給料表(3)	100.0	10.2	89.8	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	23.7	36.8	39.5	—	100.0	0.0

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	312,783 円	347,468 円
扶養手当	10,029	9,556
管理職手当	8,658	6,051
地域手当	622	349
その他の手当	5,918	8,491
合計	338,010	371,915

(注) 給料には、切替えに伴う差額及び教職調整額を含む。

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	1,454 人	539 人	754 人	161 人
2人	1,759	620	1,679	124
3人	1,336	766	1,329	105
4人	455	355	455	77
5人	85	71	84	43
6人以上	8	5	8	6
計	5,097	2,356	4,309	516

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.1人である。
 3 全職員の手当受給者1人当たり平均手当月額額は、19,234円である。

第5表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
職員の区分	部長	次長	課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	教頭	部主事		
受給者	人 17	人 74	人 340	人 210	人 18	人 239	人 2	人 137	人 27	人 1,064	円 58,342

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第6表 地域手当の支給状況

区分	地域手当支給区分 計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
		18%	15%	12%	10%	6%	3%	
人員 (構成比)	人 66 (100.0%)	人 21 (31.8%)	人 13 (19.7%)	人 4 (6.1%)	人 3 (4.6%)	人 6 (9.1%)	人 1 (1.5%)	人 18 (27.3%)
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 54,313	円 54,709	円 53,042	円 41,889	円 30,063	円 20,404	円 10,050	円 75,334

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 2級地の支給割合は、平成24年4月1日現在のものである。

第7表 住居手当の支給状況

区分	人員等
受給者	1,876 人
手当月額 11,000円未満の受給者	7
手当月額 11,000円以上 27,000円未満の受給者	918
手当月額 27,000円の受給者	951
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,818 円

配偶者の居住する 借家・借間	受給者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	7 人	13,129 円

第8表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,791 人
交通機関等のみを利用する者	289
交通用具のみを使用する者	8,371
交通機関等と交通用具を併用する者	131
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	17,263 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	8,144 円

第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

給 料 表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	2 人	人	2 人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	3				3					
教育職給料表(1)	4	3	1							
給 料 表 計	9									
60歳	8									
63歳	1									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第10表 短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	2	人	2人	人	人	人	人	人	人	人
研究職給料表	1	1								
医療職給料表(2)	1		1							
医療職給料表(3)	1		1							
給料表計	5									
60歳	3									
61歳	1									
62歳	1									

(注) 再任用職員のうち、短時間勤務職員の状況である。(別掲)

第11表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3								1	
4									
5		1							
6									
7						1			
8									
9	2				1				
10									
11									
12									
13									
14	2								1
15									3
16									
17		7				1			
18								1	2
19	2	20							5
20	2	3							3
21	2	4					1		2
22	1	26				1			
23		11							1
24	8	9							
25	1	13	1					2	
26	4	4						1	
27		36	1					3	
28		7	1					2	
29	35	10	2					3	
30	1	8	1						
31		33	5						
32	2	6	2				1	4	
33	3	12	10			1		1	
34	44	17	2				1		
35	2	28	6					4	
36	3	18	12					5	
37	2	10	13				2	3	
38		15	3						
39	34	43	8				1	1	
40	3	10	9				4		
41	1	17	8				10	8	
42	4	15	6	1			5		
43	6	43	11	2		1	4		
44	28	10	6	1	1		3		
45	4	21	14	1			1		
46	6	14	7		1	1	3		
47	10	39	12				2		
48	2	13	20			2			
49	29	17	24				1		
50	1	24	13		1	3	2		
51	3	26	19		2	1	1		
52	1	7	24	7		1			
53	1	9	32	8	1	2	7		
54	4	8	12	7	2	1			
55	1	15	19	9	8	4			
56	5	12	23	10	4	6			
57	2	16	30	20	7	14			
58	1	4	15	21	14	6			
59	1	29	22	15	20	8			
60		5	15	26	17	10			
61	1	7	11	27	11	6			
62	1	11	19	17	14	15			
63	1	16	15	25	6	10			
64	1	9	12	23	8	18			
65		7	15	24	11	18			
66	2	15	12	11	12	12			
67		15	15	11	7	19			
68	1	11	13	1	13	14			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		6	16		12	23			
70	1	11	7		7	16			
71	2	12	16		12	8			
72		6	5		14	9			
73		18	7		23	88			
74	1	15	6		15				
75	1	9	19		26				
76		6	1		11				
77		6	8		16				
78		8	19		6				
79		6	20		6				
80		4	7		4				
81		3	10		6				
82		6	8		1				
83		3	13		5				
84	1	3	7		2				
85		5	14		69				
86		3	14						
87		5	2						
88		3	9						
89		4	17						
90		3	9						
91	1	4	5						
92		1	4						
93	9	2	14						
94		7	9						
95		1	7						
96		1	3						
97		4	13						
98		4	6						
99		6	8						
100		2	1						
101		1	4						
102		1	1						
103		5	3						
104		1	4						
105		1	1						
106		3							
107		1	1						
108			4						
109			3						
110									
111		1							
112									
113			2						
114			3						
115			1						
116		1	1						
117			12						
118									
119									
120									
121		1							
122									
123									
124		3							
125		15							
計	286	997	864	267	396	320	49	39	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,235人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	25								
8									
9									
10									
11	18								
12	3								
13	3		1						
14									
15			1						
16	3		2						
17	16								
18	2								
19	1	19	1						
20	1		3						
21	2		3						
22	9	1	3						
23		26	2	2					
24	1		2		1				
25	1	1	1	2					
26		1	1						
27	14	1	1	3					
28		3		5					
29	3	24	5	2					
30		2	1	1	1				
31	7	7	4	3	1				
32		6		2					
33	1		10	4	2				
34		17	2	3	1				1
35	5	3	11	5					
36	5	9	9	1	1				5
37	2	4	3	3					4
38	1	3	2	2	1				
39	3	13	9	4					
40	2	4	6	1	1				
41	3	8	6	6	2		1		
42	2	3	7	3	1				
43	1	10	9	4	2				
44		2	5	1	1				
45	2	8	7	1					
46	2	4	6	5					
47	2	4	5	2					
48	3	3	6	5	3				
49		10	9	1					
50		5	13	3					
51		4	8	3	2				
52		4	6	4	1				
53		3	3	2			1		
54		4	3	3	3	1	4		
55		4	4	2	2		2		
56		2	4	2	1		1	1	
57		4	6	1	1		2	8	
58			4	5	1		1		
59		2	6	4	2	2	3		
60		1	5	5		1	2		
61			3	3	1		3		
62		1	1	2	1		3		
63			3	2	1	3	4		
64			1	2	1	2	5		
65			1	2		1	2		
66			1	1		1	4		
67			1	4	1		2		
68			2	3	1	2	2		
69			2	6	1	1	8		
70			1	4	2	1	6		
71			5	7		1	3		
72					2	1	3		
73				3	3	4	9		
74				1	2				
75				2	1	2			
76				3	1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78				1	3	1			
79				3	2				
80				3	1	1			
81				2	1	2			
82				3	2				
83				4	1	1			
84			1	4	1				
85				1	2				
86				1					
87			1	1					
88				1					
89				5					
90				4					
91				1					
92				5					
93				3					
94				6					
95				7					
96				7					
97				5					
98				5					
99				5					
100				7					
101			1	3					
102				6					
103				4					
104				2					
105				8					
106				6					
107			1	10					
108				8					
109			2	2					
110				8					
111			2	5					
112			1	8					
113				9					
114			3	12					
115				10					
116			1	3					
117				6					
118				6					
119			1	7					
120			1	2					
121				5					
122			1	4					
123				4					
124				5					
125				26					
126			1						
127			2						
128									
129			1						
130			1						
131			1						
132									
133									
134									
135			2						
136									
137			1						
138			2						
139			1						
140			1						
141									
142									
143									
144									
145									
計	143	230	255	402	63	31	71	9	10

適用職員数	1,214人
-------	--------

教育職給料表(1)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		1			
18					
19					
20		4			
21					
22		2			
23					
24					
25		3			
26					
27		4			2
28		1			3
29		8			1
30		1			1
31		2			
32		2			3
33		10			2
34		3			1
35		2			2
36		5			1
37		13			3
38		2			2
39		1			
40					1
41		13			1
42		2			2
43		7			1
44		3			1
45		27			
46		6			
47		7			1
48		10			
49		26			4
50		2			
51		8			
52		1			
53	2	20		1	
54		6		2	
55	1	13			
56		9			
57		26		1	
58		3		4	
59		16		3	
60		5		2	
61	1	28		5	
62		4		6	
63		18		4	
64	1	22		1	
65	3	31		11	
66		9	1	3	
67	1	27		2	
68		10		5	
69	4	28	1	4	
70		10	2	2	
71	1	15		2	
72	1	17	1	6	
73	2	36	3	2	
74	1	15	1		
75	1	25		2	
76	3	12			
77	1	44	2	1	
78		7			
79		18			
80	1	14	1		
81	2	28	2		
82		7			
83	3	13	2		
84	4	13			
85	3	24	1		
86	1	10			
87	2	24			
88	1	11			
89	2	19			
90		9			
91	3	17			
92	1	15			
93	4	14			
94		19			
95		32			
96	1	20			
97		20			
98	1	30			
99	1	24			
100		29			
101	3	22			
102		19			
103	2	13			
104		20			

職務の級 号 給	職務の級				
	1	2	特2	3	4
105	1	31			
106	1	30			
107		21			
108	1	22			
109		24	1		
110		15			
111		15			
112	2	29			
113	1	16			
114		32			
115		25			
116	1	24			
117		20			
118		21			
119		17			
120		7			
121		14			
122	1	3			
123		9			
124		9			
125		5			
126		4			
127	1	7			
128		7			
129	1	3			
130		6			
131		2			
132		3			
133	1	2			
134		2			
135		4			
136					
137		3			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144	1				
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151	1				
152					
153	1				
計	72	1,549	18	69	32

適用職員数	1,740人
-------	--------

教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		1			
18					
19					
20					
21					
22		7			2
23					4
24					6
25		1			11
26					4
27		12			11
28					11
29		5			13
30					12
31		2			7
32		12			11
33					5
34		12			8
35					9
36		2			11
37		18			7
38		4			10
39		6			9
40		2			9
41		24			9
42		1			10
43		6			5
44		6			5
45		35			
46		3			
47		6			
48		6			
49		32			4
50		3			
51		4			
52		4			
53		27			
54		2			
55		18			
56		8			
57		38			
58		4			
59		22			
60		9			
61		51			
62		2			
63		10			
64		11			
65		47		1	
66		8		3	
67		13		2	
68		8		3	
69		46		3	
70		16	2	3	
71		21	3	14	
72		18	3	5	
73		55		3	
74		11	1	13	
75		30	1	12	
76		24	2	13	
77		42		18	
78		19	2	16	
79		19	3	15	
80		38		12	
81		58		10	
82		32		8	
83		34		14	
84		27		8	
85		52		4	
86		16		4	
87		32		3	
88		19		5	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		50		3	
90		17		5	
91		27		2	
92		28		1	
93		57		1	
94		12		2	
95		27		1	
96		28		1	
97		45			
98		17		2	
99		20			
100		30			
101		38			
102		20			
103		41			
104		39			
105		29			
106		33			
107		72			
108		49			
109		32			
110		92			
111		87			
112		67			
113		94			
114		90			
115		76			
116		82			
117		59			
118		54			
119		34			
120		23			
121		27			
122		37			
123		40			
124		57			
125		53			
126		25			
127		38			
128		37			
129		39			
130		52			
131		30			
132		32			
133		32			
134		28			
135		29			
136		25			
137		19			
138		17			
139		20			
140		8			
141		7			
142		9			
143		10			
144		9			
145		10			
146		10			
147		2			
148		4			
149		6			
計	0	3,282	17	207	193

適用職員数	3,699人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	2				
30					
31					
32					
33					
34	3				
35					
36					
37					
38			1		
39		2			
40			1		
41	1				
42	1				
43					
44	3				
45					
46		1	1		
47					
48		1			
49	3				
50			1		
51		1	3	1	
52			1		
53		2	2		
54	1			2	
55			2		
56	1	1	1		
57	1	1			
58		1	2	1	
59	1				
60	1	2	1	1	
61	3	1			
62		1			
63	2			1	
64			2	2	

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65			2	2	
66	1	1	2		
67	2				
68		3	1	1	
69	1	1			
70	1	1			
71		1			
72	3	1	2	1	
73			1		
74		2			
75	4		1		
76			1		
77		1			
78		2			
79	5	1			
80		1			
81		1	1	1	
82	1		1		
83	1		1		
84	1	1			
85	2	1	1		
86		1			
87	1	2			
88					
89		1			
90	3	1	1		
91	2	1			
92		1			
93	1	2			
94	1				
95					
96	1				
97	1	2			
98		1			
99	1				
100					
101			1		
102					
103					
104	1				
105					
106	1				
107					
108					
109	2				
110					
111					
112	1				
113	2				
114					
115					
116					
117					
118	1				
119					
120	1				
121	1				
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139	人	人	人	人	人
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
計	66	44	34	13	0

適用職員数	157人
-------	------

医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	3			
22				
23				
24				
25		1		
26				
27		1		
28				
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43	1			
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50		1		
51				
52				
53			1	1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70			1	
71				
72				
73				
74			1	
75				
76				
77			1	
78				
79				
80			2	
81			3	
82				
83				
84				
85				
計	5	3	9	1

適用職員数	18人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		1					
10		2					
11							
12							
13							
14							
15		3					
16							
17							
18							
19							
20		2					
21							
22							
23							
24		1					
25	1	2					
26							
27		1					
28		1					
29							
30		2					1
31		1		1			
32		1					
33		1					
34		2					
35							
36		1					
37							
38		2					
39		1	1				
40			1				
41					1		
42		1					
43		1					
44		1					
45					1		
46							
47					1		
48						1	
49		1	2			1	
50							
51		2			1		
52			1		2	2	
53		3					
54		2	1		1	1	
55		3	1		1	1	
56		2			2		
57			1		1		
58		1					
59		1			1		
60		1	1				
61			2	2			
62			1		2		
63				1			
64				1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65				3			
66							
67		1	1	1			
68			1				
69				1			
70				1			
71		1		1			
72			1				
73				1			
74		1					
75							
76							
77							
78							
79		1					
80							
81							
82							
83							
84				1			
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91				1			
92							
93							
94							
95		1					
96							
97							
98		1		1			
99							
100		1					
101							
102		1					
103							
104							
105		4					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	56	15	16	14	6	1

適用職員数	109人
-------	------

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19		1					
20		2					
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27		1					
28		2					
29		1					
30							
31							
32							
33		1	1				
34							
35							
36		1					
37		2					
38							
39		2					
40		1					
41			1				
42		1					
43							
44				1			
45							
46		1					
47				1			
48						1	
49					1		
50							
51		1					
52		1		1			
53							
54		1	1				
55							
56							
57							
58		3					
59							
60							
61							
62			1				
63		2					
64		2					
65							
66		1					
67							
68		1					
69							
70							
71		1					
72							
73							
74							
75		1					
76		1					
77							
78			1				
79							
80							

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82			1				
83							
84							
85							
86							
87			1				
88							
89							
90		1					
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97		1					
98							
99							
100							
101							
102		1					
103		1					
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112		1					
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128		1					
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	37	7	3	1	1	0

適用職員数	49人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28		2			
29					
30		1			
31					
32	1				
33		1			
34	1				
35					
36				1	1
37					
38		1			
39				1	
40					
41		1			
42	1				
43					
44			1		
45			1		
46					
47	1				
48			1		
49				1	
50					
51					
52					
53					
54					
55	1				
56	1		1		
57			1		
58					
59		1			
60			1		
61					
62					
63					
64					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1			
66		1			
67					
68					
69					
70					
71					
72		1	1		
73					
74					
75					
76			1		
77				1	
78					
79		1			
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86		1			
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93		1			
94			1		
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101			2		
102	1				
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	7	14	11	5	1

適用職員数	38人
-------	-----

第12表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	2									2
19歳	2									2
20歳	2									2
21歳	10									10
22歳	33									33
23歳	44	1								45
24歳	37									37
25歳	34									34
26歳	47									47
27歳	25	31								56
28歳	8	52								60
29歳	7	57								64
30歳	8	54								62
31歳	2	66								68
32歳	4	77	2			1				84
33歳	3	79	6		1					89
34歳	4	65	17			1	1			88
35歳	1	63	23							87
36歳	1	61	22			1				85
37歳		38	47							85
38歳	1	55	60							116
39歳	2	46	66					1		115
40歳	2	43	96	3						144
41歳	2	40	54	8		1				105
42歳	1	27	73	10						111
43歳		20	71	22	5					118
44歳		22	47	17	12			1		99
45歳		17	47	18	16	1				99
46歳	1	6	42	35	22	2				108
47歳		11	39	26	31	2				109
48歳	1	17	28	23	30	10	2			111
49歳		6	23	31	41	15				116
50歳		12	22	25	36	22	1	1		119
51歳		3	16	14	34	33	6		1	107
52歳	1	5	19	8	38	39	5	6		121
53歳			5	8	25	29	2	2	4	75
54歳		4	10	5	29	33	5	4		90
55歳		4	11	6	23	31	4	4	4	87
56歳		6	8	5	21	35	4	7	2	88
57歳		7	3	3	12	32	10	5	1	73
58歳			2		9	14	4	6	1	36
59歳		2	5		10	18	5	2	4	46
60歳以上	1				1					2
計	286	997	864	267	396	320	49	39	17	3,235

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	25									25
19歳	20									20
20歳	22									22
21歳	12									12
22歳	20	14								34
23歳	10	22	1							33
24歳	2	31	3							36
25歳	10	24	6							40
26歳	7	30	10							47
27歳	4	26	11							41
28歳	5	16	20							41
29歳	2	11	25	4						42
30歳	2	15	15	8						40
31歳	1	11	17	10						39
32歳	1	14	23	9						47
33歳		9	22	7						38
34歳		3	23	12						38
35歳		2	15	11	2					30
36歳		1	9	15	2					27
37歳		1	11	19	3					34
38歳			5	7	3					15
39歳			5	10	4					19
40歳			4	16	3					23
41歳			2	14	3					19
42歳				11	5		1			17
43歳			1	8	4					13
44歳				2	2	5				9
45歳				4	2	2	2			10
46歳				16	2	1	1			20
47歳			1	19	5	2	5			32
48歳			3	7	1	3	7			21
49歳			1	11	3	3	2			20
50歳			2	17	2	3	2			26
51歳			2	15	4	2	6			29
52歳				14	3		4	1		22
53歳			1	15		1	7	1		25
54歳			3	16	3	4	4	2		32
55歳			1	18	1	2	6		2	30
56歳			5	25	2	1	7	1	1	42
57歳			5	29	1	1	3	2	1	42
58歳			2	19	2	1	9	1	3	37
59歳			1	14	1		5	1	3	25
60歳以上										
計	143	230	255	402	63	31	71	9	10	1,214

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		1				1
23歳						
24歳						
25歳		4				4
26歳		4				4
27歳		13				13
28歳	2	16				18
29歳	1	22				23
30歳	1	20				21
31歳	2	34				36
32歳	1	45				46
33歳	5	35				40
34歳	3	54				57
35歳	3	38				41
36歳	3	61				64
37歳	5	60				65
38歳	5	53				58
39歳	9	66				75
40歳	6	69				75
41歳	4	72				76
42歳	3	68				71
43歳		58				58
44歳	4	74				78
45歳	2	63				65
46歳		67	3			70
47歳		72	3			75
48歳	2	65	3	1		71
49歳	2	72	4	1		79
50歳		71	1	6		78
51歳	2	54		11		67
52歳		45		7		52
53歳	2	36	1	12	2	53
54歳		29	2	9	3	43
55歳	1	29		8	6	44
56歳	2	30	1	5	4	42
57歳	1	22		4	6	33
58歳		17		3	8	28
59歳	1	10		2	3	16
60歳以上						
計	72	1,549	18	69	32	1,740

教育職給料表（2）

年 齢	職務の級					
	1	2	特2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		1				1
23歳		7				7
24歳		13				13
25歳		20				20
26歳		30				30
27歳		35				35
28歳		41				41
29歳		51				51
30歳		36				36
31歳		63				63
32歳		69				69
33歳		80				80
34歳		60				60
35歳		92				92
36歳		98				98
37歳		111				111
38歳		96				96
39歳		97				97
40歳		105				105
41歳		113				113
42歳		107				107
43歳		102				102
44歳		139				139
45歳		115				115
46歳		150				150
47歳		159	2			161
48歳		155	5			160
49歳		137		3		140
50歳		167	5	10		182
51歳		166	2	19	2	189
52歳		132	2	29	1	164
53歳		118	1	31	8	158
54歳		111		39	7	157
55歳		98		26	29	153
56歳		83		15	28	126
57歳		56		15	38	109
58歳		42		10	42	94
59歳		27		10	38	75
60歳以上						
計	0	3,282	17	207	193	3,699

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1					1
23歳	3					3
24歳	1					1
25歳	4					4
26歳	1					1
27歳	3					3
28歳	2					2
29歳	7					7
30歳	2	1				3
31歳	4	2				6
32歳	5					5
33歳	4	1				5
34歳	4	1				5
35歳	4					4
36歳	5	3				8
37歳	4	2				6
38歳	1	3				4
39歳		6				6
40歳	4	5				9
41歳	3	6	2			11
42歳	2	2	2			6
43歳		1	2			3
44歳	1	3	2			6
45歳		2	2			4
46歳		3	4			7
47歳	1	1	3			5
48歳		1	2			3
49歳			4			4
50歳		1	2	1		4
51歳			3	1		4
52歳			3			3
53歳						
54歳			1	2		3
55歳			1	2		3
56歳				2		2
57歳				2		2
58歳			1	3		4
59歳						
60歳以上						
計	66	44	34	13	0	157

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳	2				2
27歳					
28歳	1				1
29歳					
30歳					
31歳	1				1
32歳	1	2			3
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳		1			1
40歳					
41歳					
42歳			1		1
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳			1		1
48歳			1		1
49歳					
50歳					
51歳			1		1
52歳			1		1
53歳			1		1
54歳					
55歳				1	1
56歳			1		1
57歳					
58歳					
59歳			1		1
60歳以上			1		1
計	5	3	9	1	18

医療職給料表（2）

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳		2						2
24歳		3						3
25歳	1	2						3
26歳		2						2
27歳		5						5
28歳		1						1
29歳		5						5
30歳		5						5
31歳		6						6
32歳		6	1					7
33歳		1	2					3
34歳		4	1					5
35歳		3	3					3
36歳		1	1	1				3
37歳		2	2					4
38歳		2	1					3
39歳			2					2
40歳		2	1					3
41歳			2		1			3
42歳				2	2			4
43歳			2		2			4
44歳		1		3				4
45歳				1	1			2
46歳		3			1			4
47歳				2		1		3
48歳				1	1			2
49歳		3		1	1			5
50歳				2	1			3
51歳		1						1
52歳				2	1			3
53歳					1			1
54歳					1	1		2
55歳				1		1	1	3
56歳						3	1	3
57歳					1			1
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	1	56	15	16	14	6	1	109

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		1						1
24歳		1						1
25歳		1						1
26歳								
27歳		4						4
28歳		2						2
29歳		3						3
30歳								
31歳								
32歳		2						2
33歳		3						3
34歳		3	1					4
35歳		1						1
36歳								
37歳		1						1
38歳		3						3
39歳			2	2				4
40歳		1		1				2
41歳		1						1
42歳		2						2
43歳								
44歳		2	1		1			4
45歳		1						1
46歳		1	2					3
47歳		1						1
48歳		1	1					2
49歳		1						1
50歳								
51歳						1		1
52歳		1						1
53歳								
54歳								
55歳								
56歳								
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	37	7	3	1	1	0	49

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳	2					2
22歳						
23歳						
24歳	1					1
25歳	1					1
26歳	2					2
27歳		1				1
28歳		3				3
29歳						
30歳		1				1
31歳		1				1
32歳						
33歳						
34歳						
35歳						
36歳						
37歳		1				1
38歳						
39歳	1	1				2
40歳		2	1			3
41歳			2			2
42歳						
43歳		2	1			3
44歳			1			1
45歳						
46歳						
47歳				2		2
48歳			1	1		2
49歳		1				1
50歳						
51歳						
52歳			1			1
53歳				1		1
54歳			2			2
55歳						
56歳					1	1
57歳						
58歳			1	1		2
59歳		1	1			2
60歳以上						
計	7	14	11	5	1	38

平成24年職種別民間給与実態調査の結果

平成24年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された194事業所の中から無作為に抽出した137事業所（うち5事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第13表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人 ～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業、建設業	11	3	—	—	2	6
製 造 業	64	4	1	3	38	18
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	27	9	3	4	10	1
卸 売 ・ 小 売 業	11	1	—	—	7	3
金融・保険業、不動産業	5	—	1	1	3	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	13	—	1	4	7	1
合 計	132	17	6	12	68	29

第14表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	8	50.6	629,968	0	629,968	
	短 大 卒	5	48.5	606,883	0	606,883	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	3	54.0	668,637	0	668,637	
	工 場 長	7	51.7	760,180	0	760,180	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	51.8	843,037	0	843,037	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	107	52.7	542,999	174	542,825	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	76	53.5	552,381	235	552,146	
短 大 卒	2	*	*	*	*		
高 校 卒	28	50.9	526,000	17	525,983		
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 部 長	49	52.1	569,395	1,061	568,334	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職	
大 学 卒	32	52.7	562,317	1,596	560,721		
短 大 卒	6	51.2	627,142	0	627,142		
高 校 卒	11	50.7	561,945	0	561,945		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	63	51.7	477,673	327	477,346	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職	
大 学 卒	51	51.4	478,705	405	478,300		
短 大 卒	5	53.2	480,816	0	480,816		
高 校 卒	7	53.2	467,738	0	467,738		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	16	49.2	463,853	0	463,853	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職	
大 学 卒	13	48.7	460,524	0	460,524		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	3	51.6	477,757	0	477,757		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	180	47.6	475,270	7,154	468,116	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	98	47.0	476,199	5,908	470,291		
短 大 卒	14	47.1	455,322	13,069	442,253		
高 校 卒	68	48.7	477,971	7,897	470,074		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	127	48.4	537,918	5,564	532,354	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	75	47.7	530,579	2,623	527,956		
短 大 卒	11	49.8	492,129	389	491,740		
高 校 卒	41	49.4	564,323	12,470	551,853		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第14表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第14表共通)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	123	45.9	407,669	34,453	373,216	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
	大学卒	73	43.4	381,613	36,831	344,782	
	短大卒	8	44.9	392,840	21,323	371,517	
	高校卒	42	50.6	457,944	32,633	425,311	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	31	48.6	467,005	34,821	432,184	
	大学卒	14	47.5	425,681	6,938	418,743	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	16	49.7	499,659	59,042	440,617	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	295	43.5	342,482	38,073	304,409	係の長又は係長級専門職
	大学卒	118	41.6	337,537	39,869	297,668	
	短大卒	34	42.6	321,413	35,974	285,439	
	高校卒	142	45.3	349,973	36,678	313,295	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係長	149	43.9	401,130	49,071	352,059	
	大学卒	75	42.1	374,240	41,019	333,221	
	短大卒	6	43.1	369,072	29,789	339,283	
	高校卒	67	45.9	432,529	60,689	371,840	
	中学卒	1	*	*	*	*	
事務主任	297	41.0	319,485	34,139	285,346		
大学卒	96	38.3	313,678	33,498	280,180		
短大卒	35	40.7	290,923	25,326	265,597		
高校卒	163	42.5	329,899	36,358	293,541		
中学卒	3	50.3	277,469	38,774	238,695		
技術主任	205	39.3	361,156	45,260	315,896		
大学卒	109	37.6	355,798	42,306	313,492		
短大卒	12	39.6	381,522	54,356	327,166		
高校卒	84	41.6	365,785	48,115	317,670		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,205	38.0	262,805	26,387	236,418		
大学卒	390	34.0	268,942	31,030	237,912		
短大卒	181	37.2	233,128	19,933	213,195		
高校卒	627	40.7	267,270	25,283	241,987		
中学卒	7	43.7	273,741	34,334	239,407		
技術係員	927	36.6	311,722	39,215	272,507		
大学卒	345	34.5	314,555	39,927	274,628		
短大卒	112	33.7	286,457	40,394	246,063		
高校卒	468	38.6	314,341	38,257	276,084		
中学卒	2	*	*	*	*		

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	50.6	629,968	0	629,968	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	3	51.2	897,559	0	897,559	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	50	52.2	618,446	23	618,423	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職
	技 術 部 長	19	51.3	672,612	0	672,612	（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 次 長	32	51.4	491,861	438	491,423	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者
	技 術 部 次 長	2	*	*	*	*	職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
	事 務 課 長	107	46.6	510,072	7,464	502,608	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	86	47.5	572,817	6,764	566,053	
	事 務 課 長 代 理	72	47.7	439,229	46,507	392,722	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者
	技 術 課 長 代 理	8	51.1	675,856	147,555	528,301	直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
	事 務 係 長	95	42.0	406,712	69,672	337,040	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	72	43.9	477,408	76,159	401,249	
	事 務 主 任	101	40.3	378,356	50,064	328,292	
	技 術 主 任	131	39.4	391,555	52,706	338,849	
	事 務 係 員	435	38.4	302,909	38,310	264,599	
技 術 係 員	435	36.2	349,697	50,038	299,659		

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	4	52.1	656,017	0	656,017	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	45	54.2	484,913	384	484,529	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	24	52.3	524,788	0	524,788	
事 務 部 次 長	29	51.9	466,920	237	466,683	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	14	49.1	440,112	0	440,112	
事 務 課 長	63	49.3	429,316	6,570	422,746	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	33	49.7	491,333	1,524	489,809	
事 務 課 長 代 理	48	43.1	362,191	18,443	343,748	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	19	46.6	400,305	2,856	397,449	
事 務 係 長	164	44.6	312,283	21,677	290,606	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	64	44.8	349,279	26,995	322,284	
事 務 主 任	147	41.4	294,175	29,231	264,944	
技 術 主 任	59	39.6	310,642	32,816	277,826	
事 務 係 員	629	37.2	242,023	20,534	221,489	
技 術 係 員	383	36.4	282,070	28,568	253,502	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	12	49.7	489,249	0	489,249	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	6	53.3	472,079	6,718	465,361	
事 務 部 次 長	2	*	*	*	*	*前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	10	48.1	398,805	7,338	391,467	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	8	51.9	411,696	8,827	402,869	
事 務 課 長 代 理	3	48.8	422,159	22,706	399,453	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	4	52.8	430,935	0	430,935	
事 務 係 長	36	42.9	313,069	29,172	283,897	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	13	40.4	297,304	26,989	270,315	
事 務 主 任	49	41.2	274,282	17,357	256,925	
技 術 主 任	15	37.5	268,110	22,696	245,414	
事 務 係 員	141	40.2	229,469	15,303	214,166	
技 術 係 員	109	38.4	258,734	32,346	226,388	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	5	45.5	237,925	14,156	223,769	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	2	*	*	*	*	
	守 衛	5	52.9	394,215	60,359	333,856	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	1	*	*	*	*	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研究 員	13	45	569,838	0	569,838	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研究 補 助 員	20	36	268,802	5,267	263,535	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	3	54.5	1,653,799	101,667	1,552,132	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	2	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	16	51.9	1,420,107	93,337	1,326,770	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	3	47.8	446,047	1,000	445,047	部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 剤 師	14	43.3	331,553	8,121	323,432	
	診療放射線技師	12	41.0	363,805	55,866	307,939	
	臨床検査技師	15	47.8	251,533	13,566	237,967	
	栄 養 士	15	43.0	239,275	1,406	237,869	
	理学療法士	63	30.6	265,343	11,555	253,788	
	作業療法士	64	30.0	250,079	6,435	243,644	
	総 看 護 師 長	5	59.7	522,812	4,526	518,286	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	42	51.3	390,014	36,529	353,485	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	130	40.8	308,393	50,806	257,587	
	准 看 護 師	122	46.3	282,311	47,746	234,565	
教 育 関 係 職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	4	54.3	508,921	0	508,921	
	高等学校教諭	42	46.8	431,338	17,635	413,703	

第15表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課 長	課 長
5級			
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第16表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
333,111 円	339,147 円	△6,036 円 (△ 1.78 %)

(注) 1 較差は、ラスパイレズ方式により算出したものである。
2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第17表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
	係員		21.6	17.1	1.4
課長級		22.3	14.6	1.5	61.6

第18表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係員		84.5	79.0	26.9	15.1	37.0	5.5	15.5
課長級		76.6	70.9	22.7	12.3	35.9	5.7	23.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職 段階	企業規模	項目	昇給制度 あ り	昇給制度			昇給制度 な し
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計		87.6	28.0	78.0	33.6	12.4
	500人以上		81.9	25.6	76.6	47.5	18.1
	100人以上500人未満		91.4	34.7	76.4	29.1	8.6
	100人未満		86.0	17.5	82.5	28.0	14.0
課 長 級	規 模 計		81.1	23.4	71.2	29.8	18.9
	500人以上		65.3	12.4	60.0	36.9	34.7
	100人以上500人未満		85.8	32.4	70.0	28.0	14.2
	100人未満		89.1	18.1	85.5	25.4	10.9

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	177,324
	短 大 卒	159,865
	高 校 卒	149,638

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項 目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計		22.9	(16.0)	(84.0)	(0.0)	77.1
		500人以上	24.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	75.7
		100人以上500人未満	26.8	(21.5)	(78.5)	(0.0)	73.2
		100人未満	14.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	86.0
高 校 卒	規 模 計		15.5	(14.1)	(85.9)	(0.0)	84.5
		500人以上	22.8	(0.0)	(100.0)	(0.0)	77.2
		100人以上500人未満	16.0	(16.7)	(83.3)	(0.0)	84.0
		100人未満	7.0	(50.0)	(50.0)	(0.0)	93.0

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区 分	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.03	2.11	2.00	1.59
上 半 期	1.81	1.97	1.73	1.24
年 間 の 計	3.84	4.08	3.73	2.83

(注) 1 下半期は平成23年8月から平成24年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項 目	部長級 (非役員)		課 長 級		係 員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	規 模 計	47.3	52.7	49.0	51.0	54.9	45.1
	500人以上	42.6	57.4	46.6	53.4	66.0	34.0
	100人以上500人未満	58.1	41.9	57.9	42.1	60.1	39.9
	100人未満	29.3	70.7	33.2	66.8	33.8	66.2

第24表 家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	9,969
配 偶 者 と 子 1 人	14,055
配 偶 者 と 子 2 人	17,786

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第25表 住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	42.2
非支給	57.8
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位階層	15,000 円以上 16,000 円未満

第26表 雇用調整等の実施状況

(単位：%)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	12.1
転籍	5.8
希望退職者の募集	5.6
正社員の解雇	1.7
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.2
残業の規制	6.6
一時帰休・休業	6.8
ワークシェアリング	0.6
賃金カット	3.4
計	26.5

- (注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。
2 複数回答のため、各項目の合計は計と一致しない。

第27表 賃金カット等の実施状況

(単位：%)

職 種	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	9.6	5.1
課長級	9.3	4.8

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業、又はワークシェアリングを実施した事業所の状況である。

第28表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	6.9	6.9	5.7	5.7
30%	30.1	37.0	23.5	29.2
29%	0.0	37.0	0.0	29.2
28%	0.0	37.0	0.0	29.2
27%	0.0	37.0	0.0	29.2
26%	0.0	37.0	0.0	29.2
25%	63.0	100.0	70.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費関係資料

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成24年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,730	34,490	43,300	52,180	60,990
住居関係費	44,630	47,450	43,600	39,750	35,890
被服・履物費	3,470	4,790	6,180	7,570	8,960
雑費 I	23,960	42,870	55,980	69,090	82,310
雑費 II	9,760	27,950	30,330	32,650	35,040
計	106,550	157,550	179,390	201,240	223,190

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・平成24年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 労働経済関係資料

第30表 労働経済指標

項目		年月	平成22年度	平成23年度	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	
① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.1	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)	0.56	0.68	0.62	0.62	0.63	0.65	0.66	0.67	
	鳥取県	(倍)	0.65	0.68	0.70	0.70	0.71	0.66	0.67	0.67	
③ 完全失業率 (季節調整値)		(%)	5.0	4.5	4.7	4.6	4.7	4.7	4.4	4.2	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)	291.4	291.7	293.1	288.6	292.5	291.9	290.4	292.2	
		前年度比・前年同月比 (%)	0.5	0.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.0	
	鳥取県	(千円)	240.6	242.6	243.4	238.4	241.4	242.9	242.4	241.6	
		前年度比・前年同月比 (%)	0.4	0.8	△ 0.2	0.6	0.6	0.2	△ 0.9	0.0	
⑤ 所定内給与	調査産業計	全国	(千円)	267.4	267.6	269.2	265.9	269.3	268.2	267.3	268.8
			前年度比・前年同月比 (%)	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.0	0.1	△ 0.3	0.1
		鳥取県	(千円)	224.1	226.2	226.3	222.7	226.8	227.5	226.3	225.7
	一般労働者	全国	前年度比・前年同月比 (%)	△ 0.3	1.0	△ 0.3	0.3	1.1	0.4	△ 0.8	0.1
			鳥取県	(千円)	250.2	256.2	252.9	249.0	253.0	254.6	253.7
		前年度比・前年同月比 (%)	0.1	0.0	△ 0.4	△ 0.1	0.0	0.2	△ 0.1	0.1	
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)	24.0	24.1	23.9	22.7	23.1	23.7	23.1	23.4	
		前年度比・前年同月比 (%)	8.7	0.0	△ 3.1	△ 3.4	△ 1.7	△ 1.2	△ 2.7	△ 0.8	
	鳥取県	(千円)	16.6	16.3	17.1	15.8	14.5	15.5	16.1	15.9	
		前年度比・前年同月比 (%)									
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	149.5	149.8	152.1	142.2	155.1	152.5	148.4	150.4	
	鳥取県	(時間)	153.0	153.2	158.1	145.9	157.9	154.2	154.9	154.4	
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	12.0	12.0	11.8	11.2	11.5	11.9	11.4	11.9	
	鳥取県	(時間)	8.3	8.5	8.5	7.4	7.5	7.7	7.9	8.4	
⑨ 消費支出	全国	全世帯	(千円)	290.8	282.9	291.9	276.5	265.0	280.4	282.0	269.6
			前年度比・前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 2.7	△ 3.1	△ 1.7	△ 4.2	△ 2.0	△ 4.1	△ 2.3
		勤労者世帯	(千円)	318.2	308.5	324.6	301.0	285.6	309.0	308.7	298.5
			前年度比・前年同月比 (%)	△ 0.2	△ 3.0	△ 2.1	△ 0.8	△ 4.2	△ 2.4	△ 4.9	△ 3.0
	鳥取市	全世帯	(千円)	271.3	274.7	279.3	236.3	234.3	244.3	270.0	274.7
			勤労者世帯	(千円)	291.9	292.5	280.9	246.3	230.7	256.8	258.4
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	0.2	0.2	0.0	
	鳥取市	前年度比・前年同月比 (%)	△ 1.0	0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.2	0.7	0.3	△ 0.1	
⑪ 国内企業物価指数		前年度比・前年同月比 (%)	0.7	1.4	1.8	1.6	1.9	2.2	2.2	2.0	

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成22年平均=100とした指数 (ただし、⑪の平成22年度については
2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所
△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.3	厚生労働省(毎月勤労統計調査)
0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	0.82	0.83	厚生労働省
0.65	0.65	0.68	0.71	0.69	0.69	0.72	0.68	0.70	0.71	
4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	4.3	4.3	総務省(労働力調査)
293.9	293.4	293.7	287.6	290.3	292.5	293.0	289.0	290.4	289.5	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.2	0.2	△ 0.1	0.0	0.5	1.2	0.8	1.1	0.2	0.1	
242.2	239.3	240.5	245.3	245.9	247.4	247.0	244.0	244.9	243.8	
△ 0.5	△ 1.2	0.3	3.0	1.2	2.4	△ 0.2	0.6	△ 0.3	△ 1.6	
269.1	268.2	268.5	263.4	265.7	267.7	268.1	265.2	266.6	266.0	
△ 0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.4	1.1	0.3	0.6	△ 0.1	0.0	
225.7	222.9	224.1	227.8	229.5	229.6	229.7	227.1	229.7	227.8	
△ 0.6	△ 1.1	1.0	2.4	2.1	2.4	△ 0.1	0.3	△ 0.6	△ 1.7	
0.0	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.3	0.9	0.5	0.6	0.1	0.3	
253.7	249.8	253.0	264.2	269.1	268.0	268.5	265.6	267.6	265.4	
24.8	25.1	25.2	24.2	24.7	24.8	24.9	23.8	23.8	23.5	
2.3	1.2	1.2	2.6	2.5	3.0	4.8	6.1	4.1	0.3	
16.5	16.5	16.4	17.6	16.4	17.8	17.3	16.8	15.2	16.0	
150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6	148.3	154.9	153.2	
151.8	154.3	153.1	142.7	155.3	155.8	156.7	151.3	157.0	155.1	
12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7	12.1	12.0	12.0	
8.0	8.8	8.9	9.5	9.6	10.1	9.6	8.8	8.8	9.4	
284.7	273.8	328.0	283.9	265.8	304.4	304.3	288.6	270.7	283.5	総務省(家計調査)
△ 1.1	△ 3.5	0.1	△ 2.1	1.7	4.5	4.2	4.4	2.2	1.1	
313.2	295.1	351.1	309.3	292.8	330.2	340.1	305.4	293.6	312.9	
△ 2.2	△ 4.7	0.5	△ 2.9	3.1	5.4	4.8	1.5	2.8	1.3	
268.1	249.4	303.4	274.5	293.4	368.7	332.0	253.1	248.1	254.1	総務省
291.8	253.0	337.1	312.3	335.5	462.7	322.8	280.2	271.8	287.6	
△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.4	日本銀行
0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.4	0.5	0.8	0.7	0.3	△ 0.1	△ 0.7	
1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.7	△ 1.4	△ 2.1	

平成17年平均=100とした指数)を基礎としている。

5 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差(△0.07%)に基づく月例給の改定なし
 - ・ 従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
 - ・ 減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与法改正)
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減(人事院規則改正)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を実地調査(完了率90.6%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)
し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前
の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) △273円 △0.07%
- (給与減額支給措置による減額後) 28,610円 7.67%

〔行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)401,789円 平均年齢42.8歳
(減額後)372,906円〕

- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
 - ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
 - ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案

Ⅲ 給与制度の改正等

- 昇給・昇格制度の改正(平成25年1月1日実施)
 - ・ 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
 - ・ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし(現行は2号俸昇給)、特に良好の場合には1号俸(現行は3号俸)、極めて良好の場合には2号俸以上(現行は4号俸以上)の昇給に、それぞれ抑制
 - ・ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減
 - ・ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討
- 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応
 - ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整
- 地域間給与配分の検証
 - ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
 - ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視
- 産業構造、組織形態の変化等への対応
 - ・ 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
 - ・ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 国家公務員制度改革の理念と本院の認識

改革に当たっては、公務員を国民全体の奉仕者と位置付けている憲法の基本理念の下で国家公務員法において定められている成績主義等の基本原則を踏まえ、現行制度の問題点を明確にし、それに的確に対応した実効性のある改革案を検討し、あわせて国民にもたらす利害得失も検証することが重要

2 国家公務員制度改革の経緯

国家公務員制度改革関連4法案の提出に至る一連の過程において、必ずしも国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされる必要がある

3 国家公務員制度改革関連4法案の論点

(1) 協約締結権付与に関する論点

- ・ 公務の労使交渉においては給与決定に市場の抑制力が働かないこと

公務員は、民間企業の労働者のように利潤の分配を求める立場がなく、倒産の懸念がない公務の労使交渉においては、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないため、民間の労使交渉のような自主的な決着を期することは難しい

- ・ 国会の民主的コントロールの下での使用者側の当事者能力には限界があること

国会が給与を最終決定する下では、使用者である大臣等も給与決定について最終決定権を持つ交渉当事者とはなれず、市場の抑制力という制約が存しないことから、自主的な決着に至らず仲裁への移行が常態化する懸念がある

- ・ 労働組合の代表性をいかに確保するかを整理する必要があること

職員団体に加入している者の割合が全体で約4割と半数以下となっている現状を踏まえれば、労働組合の交渉当事者としての代表性をいかにして確保するかが新たな労使関係制度を措置する上で、議論を尽くしておくべき重要な前提

(2) 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、特に次の点に留意が必要

- ・ 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。研修講師の選任、カリキュラム作成等については、中央研修機関に自律性の付与が必要

- ・ 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に第三者機関が適切かつ実効的に関与することが必要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

II 高齢期における職員の雇用問題

年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が官民共通の課題。本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を活用するための就労環境の整備を図ることが国の課題

[新たな再任用に関する課題と取組]

- ・ 新たな再任用制度の下、①再任用職員にどのような仕事を担当させるか、②管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、③大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかが課題
- ・ 新たな再任用を円滑に行うため、行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、早期退職の支援、定員上の取扱いの検討等について、各府省及び政府全体で取組を加速すべき
- ・ 各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措置について検討し適切に対応
- ・ 再任用に関する希望の聴取等の手続を適切に定めるとともに、不服への対応方策等を検討することが必要
- ・ 平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、本院が意見の申出（平成23年9月）で示した定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要

III 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 人事評価の適正な実施及びその活用
人事評価は人事配置や育成などの人事管理の基礎であり、各府省において適正に実施される必要。評価結果の任免、給与等への適切な活用が図られるよう必要な指導や支援を実施
- ・ 幹部人材育成・研修の在り方
幹部要員を育成する研修について、その内容を更に充実させるべく取り組むとともに、採用試験の再編の趣旨を踏まえ、研修体系の在り方を検討
- ・ 専門家の計画的育成
職員の意向を踏まえた計画的な人事配置等によりキャリアパスの多様化に取り組む必要。専門家としての適性を有する者については、それぞれの分野で長期的に育成していく途を設けることが重要

2 職員の勤務環境の整備

- ・ 超過勤務の縮減
各府省において勤務時間管理の徹底などの取組を進めることが最も重要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要
- ・ 男性の育児休業取得の促進
男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要。制度の周知を更に図るとともに、各府省が取り組むべき事項について、助言・指導等の必要な支援を実施
- ・ 配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討
配偶者の転勤に伴う離職への対応について、各府省における人事管理や公務運営への影響等の検証等を行いながら、検討